

6 医計第 573 号
令和 6 年 11 月 5 日

各保健所長 殿

保健医療局長

令和 6 年 9 月 30 日現在の既存病床数及び令和 6 年度における病床
整備計画の取扱いについて（通知）

医療法(平成 23 年法律第 205 号)第 7 条に基づく許可のうち、病院の開設及び病床数の増床に関する申請等の取扱いについては、「愛知県病院開設等許可事務取扱要領」(平成 11 年 4 月 1 日付け 11 医第 260 号愛知県衛生部長通知)により、また、同法第 7 条第 3 項に基づき診療所に病床を設置しようとする者等から医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)第 1 条の 14 第 7 項の適用について相談があった場合の対応については、「医療法施行規則第 1 条の 14 第 7 項の適用に関する事務処理要領」(平成 20 年 2 月 18 日付け 19 医福第 374 号本職通知)により取り扱っているところです。

このたび、令和 6 年 9 月 30 日現在の既存病床数を別紙 1 のとおり算定するとともに、本年度における病床整備計画の取扱いを別紙 2 のとおりとしましたので、適切な事務処理をお願いします。

なお、公益社団法人愛知県医師会、一般社団法人愛知県病院協会、一般社団法人愛知県医療法人協会、一般社団法人愛知県歯科医師会及び一般社団法人愛知県精神科病院協会には、別添のとおり本職から別に通知しています。

また、本取扱いについては、愛知県医療計画課ウェブページ(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/iryo-keikaku/0000024481.html>)で公開を行い、愛知医報 12 月 1 日号に掲載する予定です。

担 当 健康医務部医療計画課
医療計画グループ（倉知）
電 話 052-954-6265（ダイヤルイン）
ファックス 052-953-6367

令和6年9月30日現在の既存病床数

基準病床数及び既存病床数					(参考) 2025年の必要 病床数推計
病床種別	区域	基準病床数 (令和6～令和11年度) A	既存病床数 (令和6.9.30現在) B	差引数 C=A-B	
一般病床及 び療養病床	名古屋・尾張中部医療圏	19,667	19,717 (19,723)	△ 50 (△ 56)	22,039
	海 部 医 療 圏	1,834	1,700	134	1,981
	尾 張 東 部 医 療 圏	4,395	4,241	154	5,268
	尾 張 西 部 医 療 圏	3,979	3,522	457	3,922
	尾 張 北 部 医 療 圏	5,520	4,899	621	5,385
	知 多 半 島 医 療 圏	3,540	3,160	380	3,310
	西 三 河 北 部 医 療 圏	3,013	2,690	323	3,064
	西 三 河 南 部 東 医 療 圏	2,715	2,314	401	2,325
	西 三 河 南 部 西 医 療 圏	4,544	4,390	154	4,998
	東 三 河 北 部 医 療 圏	182	303	△ 121	267
	東 三 河 南 部 医 療 圏	5,012	5,869	△ 857	5,214
		計	54,401	52,805 (52,811)	1,596 (1,590)
精 神 病 床	全 県 域	11,508	12,062	△ 554	
結 核 病 床	全 県 域	115	124	△ 9	
感 染 症 病 床	全 県 域	72	72	0	

注1 各欄に()で掲げた数は、承認済の病床整備計画を反映した場合の病床数である。

注2 既存病床数には、平成18年12月31日以前に開設した有床診療所の病床及び一般住民に対する医療を行わない等の一定の病床(職域病院等である病院の病床数、医療型障害児入所施設等)は含まれない。

注3 「2025年の必要病床数推計」は、本県の地域医療構想において、将来必要と見込まれる病床数の必要量である。

令和 6 年度病床整備計画の取扱いについて

1 対象となる病床整備計画

- (1) 非病床過剰（既存病床数が基準病床数を下回る）地域の病床整備
- (2) 医療法施行規則第 1 条の 14 第 7 項第 1 及び 2 号*を適用する場合

※医療法施行規則第 1 条の 14 第 7 項

第 1 号：「都道府県医療審議会の意見を聴いて、法第三十条の七第二項第二号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第一項に規定する地域包括ケアシステムをいう。）の構築のために必要な診療所として認めるものに療養病床又は一般病床を設けようとするとき」

第 2 号：「都道府県医療審議会の意見を聴いて、へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所として認めるものに療養病床又は一般病床を設けようとするとき」

同条の適用にかかる取扱いについては、平成 31 年 4 月 1 日付け 31 医計第 39 号愛知県保健医療局健康医務部医療計画課長通知「医療法施行規則第 1 条の 14 第 7 項の適用に関する事務処理要領の一部改正について」の別紙「医療法施行規則第 1 条の 14 第 7 項の適用に関する事務処理要領」を参照してください。

2 病床整備に関する考え方について（愛知県保健医療局長通知）

令和 6 年 3 月に策定した「愛知県地域保健医療計画」に定めた新たな基準病床数により、多くの区域が非病床過剰地域となったため、今後は本通知に基づき、病床整備を進めます。なお、通知文は、愛知県保健医療局健康医務部医療計画課のウェブページを御覧ください。

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/iryo-keikaku/0000024481.html>)

3 令和 6 年度病床整備計画のスケジュールについて

病床整備計画は、「愛知県病院開設等許可事務取扱要領」（平成 11 年 4 月 11 日施行）及び「医療法施行規則第 1 条の 14 第 7 項の適用に関する事務処理要領」（平成 20 年 2 月 8 日施行）に基づき、各構想区域地域医療構想推進委員会及び県医療審議会において意見を聴きます。

- (1) 提出書類
病床整備計画書
(書類については、提出先の保健所にお問い合わせください。)
- (2) 提出期間
令和 6 年 11 月 25 日（月）から令和 6 年 12 月 13 日（金）
- (3) 提出先

名古屋市内的における病床整備計画	愛知県保健医療局健康医務部医療計画課
豊橋市内的における病床整備計画	豊橋市保健所
岡崎市内的における病床整備計画	岡崎市保健所
豊田市内的における病床整備計画	豊田市保健所
一宮市内的における病床整備計画	一宮市保健所
上記以外の病床整備計画	所管の県保健所

- (4) 既存病床数等の算定時期
令和 6 年 9 月 30 日現在の数値による